

予算特別委員会 県民生活・土木交通分科会

◎ 開催日時 平成 29 年 3 月 8 日（水） 10 時 01 分～16 時 32 分

◎ 開催場所 第二委員会室

◎ 説明員 県民生活部長および関係職員

◎ 議事の概要

【県民生活部所管分】

1 調査項目

（１）議第 1 号 平成 29 年度滋賀県一般会計予算のうち県民生活部所管部分について

委員からは、（仮称）彦根総合運動公園整備事業について、用地買収の必要性が推察できていたにもかかわらず、対象地の土地改良事業を止めなかったのは遺憾である、については当該事業に係る詳細な経過等の説明責任をきちんと果たすべきである、法的に問題ないとのことであるが、結果的には土地改良事業の完了により価値が上がり、土地の購入費用が余分にかかるのではないかと、新県立体育館整備事業について、P F I 関連の予算が計上されているが、いつの間に P F I で整備する方針に決まったのか、庁内において誰がどこで決定したのか、その説明が一切ない、必ずしも P F I が優位ではない中で、従来方式と P F I 方式の比較、検討を本当に十分にされたのか疑問である、P F I の優位性や V F M（経費削減効果）をもう少し丁寧にわかりやすく示していただく必要がある、結局は国の示した削減効果を機械的に当て込んだだけではないのか、新生美術館整備費について、これで本当に大丈夫なのか、これまで幾度となく議論してきても、いまだに運営方針や館長をはじめとした人員体制が示されていない、まずは人員体制を固めてから、どういう美術館をつくるか具体的に練り上げていくべきでないのか、美術館はその中身が重要であるが、年間来館者目標 30万人を達成するための具体的な対策も十分に示されず、コンセプトもまったく見えてこない、真摯に取り組みいただきたい、誰がこの美術館に思いを入れてやっているのかがわからないし、本当に自信を持って予算計上しているのか、後世までしっかりと誇れる美術館をつくるために、もっと時間をかけてやるべきである、などの意見が出された。

（２）議第 11 号 平成 29 年度滋賀県土地取得事業特別会計予算のうち県民生活部所管部分について

委員からは、彦根市と協議中にもかかわらず、彦根市民体育センターの解体に係る用地、建物補償費用が予算計上されているのは、筋としておかしいのではないかと、などの意見が出された。

分科会で配付された資料

- 1 国体主会場選定と下水道残土処分・土地改良事業の主な経緯
- 2 （仮称）彦根総合運動公園整備事業
- 3 新県立体育館の P F I 方式での事業実施にかかる協議経過

- 4 新生美術館整備事業費 作品移転・保管業務関係経費の内訳
- 5 彦根市民体育センターの移転にかかる用地補償